

## < 会 告 >

令和2年3月6日

### 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）のPCR検査について

公益社団法人 日本透析医会  
会 長 秋澤 忠男  
感染防止対策部会  
担当理事 篠田 俊雄

3月4日付で、SARS-CoV-2 PCR検査の保険適用について、厚生労働省から詳細の通知が発出されており、3月6日からSARS-CoV-2 PCR検査が保険適用になりました。しかし、SARS-CoV-2の検体採取には、医療者の感染リスクが高いことから、「検体採取は適切な感染予防策を講じられる医療機関に限定する」というのが厚生労働省の方針です。実際にPCR検査を検討する際には、以下の点にご注意ください。

- 1) PCR検査をかかりつけ医から直接に民間検査機関へ依頼することはできません。帰国者・接触者外来などの検査体制の整った医療機関の医師が判断して検査を依頼します。

これまで外来では、COVID-19の疑いがあるものは、帰国者・接触者外来の医師がPCR検査の必要性を判断し、保健所に相談の上、行政検査をおこなっていました。

今後は、これに加えて、保健所への相談を介さずに、帰国者・接触者外来や帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県が認めた医療機関の医師が、都道府県、保健所設置市または特別区から受託を受けた医療機関や民間検査機関へPCR検査を依頼することが可能となります。（かかりつけ医が民間検査機関に直接のPCR検査を依頼することはできません）

- 2) COVID-19の疑いがあるもののPCR検査を依頼するには、原則として帰国者・接触者相談センターへ電話で連絡して、相談センターから帰国者・接触者外来を紹介受診することが望ましいとされています。

これまでと同様にCOVID-19の疑いがあるものは、原則として帰国者・接触者相談センターへ電話で連絡して、相談センターから帰国者・接触者外来を紹介受診することが望ましいとされています。ただし、厚生労働省の通知では帰国者・接触者外来に患者が殺到することがないように留意しつつ、直接、帰国者・接触者外来を紹介しても良いとされています。しかし、現在のところ帰国者・接触者外来は非公開であるため、帰国者・接触者相談センターへ電話することになります。

<参考> 厚生労働省ホームページ  
新型コロナウイルス感染症に関する自治体・医療機関向けの情報一覧

(2020年3月4日掲載)

- ・新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604472.pdf>

(別添) <https://www.mhlw.go.jp/content/000604473.pdf>

- ・新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604470.pdf>

(参考) <https://www.mhlw.go.jp/content/000604471.pdf>

- ・地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604467.pdf>

(別添) <https://www.mhlw.go.jp/content/000604469.pdf>

- ・検査料の点数の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604548.pdf>